平成２６年（フ）第３２０号
兵庫県西宮市小松西町２丁目１番２―905号、前住所兵庫県西宮市小松西町２丁目１番２―909号
債務者　加島　成悟
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２３号
兵庫県西宮市中前田町９番20号ヴェルドミールⅡ102号
債務者　伊波　義樹
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６号
熊本県菊池市七城町砂田1137番地、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎1923番地の１
債務者　谷　　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
群馬県桐生市相生町３丁目573番地　市営９号棟142号
債務者　澤田　早苗（旧姓河口）
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第９５号
三重県津市河芸町中別保294番地１　リヴェール103、前住所三重県津市一身田中野409番地　グランドハイツアザミ212
債務者　草深　照子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９８号
三重県鈴鹿市稲生こがね園18番９号
債務者　岡崎　真美
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９９号
三重県亀山市野村３丁目28番20号
債務者　喜多　宏江
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７７号
滋賀県東近江市東中野町７番27号　東中野ハイツ２―106号室
債務者　森　　治美
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９１号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北４丁目14番地８203号、前住所滋賀県東近江市中小路町571番地２
債務者　藤田　潤一
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９７号
滋賀県彦根市地蔵町40番地28
債務者　池野　　聡
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第９９号
滋賀県近江八幡市野村町320番地５
債務者　城戸　昌彦
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２７号
福岡県八女市上陽町北川内1705番地
債務者　森　　一博
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第７１号
福島県郡山市安積町日出山２丁目99番地　グリーンウッド郡山403号
債務者　佐久間理恵
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
富山市萩原135番地１　グランシャリオＢ棟103号、前住所富山市八尾町高善寺75番地23
債務者　谷村　忠広
1　決定年月日時　平成26年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
兵庫県明石市小久保120番地の55　Ｃ―902号
債務者　安村　大栄
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
神戸市西区玉津町新方205番地の１　マッティーナ神戸弐番館Ｆ―２号、住民票上の住所鳥取県西伯郡伯耆町父原229番地１
債務者　深田　　賢
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
山口市下小鯖2130番地１　コンフォース小鯖201、前住所山口市矢原町６番18―204号
債務者　藤井　孝子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係